

# 原告団ニュース

第8号 (2024年10月8日発行)  
発行：オンライン資格確認義務不存在  
確認等請求訴訟原告団事務局  
〒160-0023  
東京都新宿区西新宿 3-2-7 KDX 新宿ビル 4F  
電話 03(5339)3601  
FAX03(5339)3449



記者・原告説明会の様子 (2024年9月19日、航空会館)

## オン資「義務化」撤回訴訟 第八回口頭弁論

### 保険証発行停止前

### 11月28日に判決

9月19日、「オンライン資格確認義務不存在確認等請求訴訟」の第八回口頭弁論が東京地裁103号法廷（岡田幸人裁判長）で開かれた。弁護団に加え、全国

から集結した原告26人が原告席で審理に臨み、約70人が傍聴した。

口頭弁論に先立ち、被告（国）は9月13日に準備書を裁判所へ提出し、原告の主張に4度目の反論を行った。12月2日に予定される健康保険証の新規発行停止を目前に、国の主張に再度反論を行うか、反論を行わず結審を求めるかの分岐点となったが、原告と弁護団は反論を行わない判断を固め結審が決まった。岡田裁判長は判決の期日を11月28日15時と指定した。

その負担である、②保険医療機関が廃業を余儀なくされると、資格確認以前の問題として、被保険者は医療を受ける機会を奪われる、③オン資の義務化に向けた動きに対して、全国の保険医協会・医会を中心に多数の反対意見が出されていた、という3点に鑑み、医薬品ネット販売の権利確認等請求事件における平成25年最高裁判決が示した「法律の規定から、一定の行為を規制する内容の省令の制定を委任する授權の趣旨が、その規制の範囲や程度等に応じて明確に読み取れることが必要である」という基準が本件にも妥当し、オン資の義務化を定めた療養担当規則は健康保険法による委任の範囲を逸脱していることを主張していた。

それに対し国は今回、オン資義務化に反対する意見は「保団連や保険医協会という特定の団体に限られ、消極的な意見が相当数存在したとは認められない」とこと等を理由に、同最判が前提とした事情（規制に反対する意見が一般の消費者のみならず専門家・有識者等の間にも少なからず見られたこと）に本件は妥当しないと主張した。

しかし、保団連の開業医会員数は約8万5千人、病院・診療所開設数に対する組織率は約65%であり、消極的な意見がなかったとする国の主張には無理がある。原告は今回の口頭弁論に際し、保団連と各協会・医会の会員数・組織率を示す証拠を裁判所に提出した。

喜田村洋一弁護団長は、「判決がいつになるかが一番の関心事だったが、裁判所の判断で保険証発行停止が予定される12月2日よりも前の11月28日に決まった。我々の訴えに対して真摯に検討し、法律・憲法に

喜田村洋一弁護団長は、「判決がいつになるかが一番の関心事だったが、裁判所の判断で保険証発行停止が予定される12月2日よりも前の11月28日に決まった。我々の訴えに対して真摯に検討し、法律・憲法に

喜田村洋一弁護団長は、「判決がいつになるかが一番の関心事だったが、裁判所の判断で保険証発行停止が予定される12月2日よりも前の11月28日に決まった。我々の訴えに対して真摯に検討し、法律・憲法に

法に基く判決を望む

口頭弁論後、原告団は航空会館で記者・原告説明会を行い、全国から約80人（うちメディア9社）が参加した。

フロアからは、竹田智雄

記者・原告説明会の様子 (2024年9月19日、航空会館)

原告側は、①オンライン資格確認（オン資）の義務化は多数の保険医療機関が廃業を余儀なくされるほど

原告側は、①オンライン資格確認（オン資）の義務化は多数の保険医療機関が廃業を余儀なくされるほど

原告側は、①オンライン資格確認（オン資）の義務化は多数の保険医療機関が廃業を余儀なくされるほど

原告側は、①オンライン資格確認（オン資）の義務化は多数の保険医療機関が廃業を余儀なくされるほど

決して少なくない

決して少なくない

決して少なくない

決して少なくない

決して少なくない

決して少なくない

決して少なくない

決して少なくない

記者原告説明会の模様はこちらからご覧いただけます。



保団連



こばと通信

基づく判決が出されるものと確信している」と述べた。須田昭夫原告団長は、「マイナ保険証への一体化を『済んだこと』にしたいくない思いから提訴に踏み切った。訴訟が続いている限り、国が望む『済んだこと』にすることはできない。誰もが平等に医療を受けることができる国民皆保険制度の基礎となる現行の健康保険証を守るためにも、本訴訟に力を尽くしたい」と結んだ。

## 判決の傍聴および原告説明会のご案内

2023年2月に提訴した今回の訴訟ですが、ついに判決が言い渡されます。また判決後、原告説明会を開催します。ぜひ併せてお越しください。

**【日時】 11月28日(木) 15:00～**

※5分程度の開催となる見込みです。

**【会場】 東京地方裁判所 103号法廷**  
〒100-8920 東京都千代田区霞が関1-1-4

<最寄駅>

- ・東京メトロ丸ノ内線、日比谷線、千代田線「霞ヶ関駅」A1出口から約1分
- ・東京メトロ有楽町線「桜田門駅」5番出口から約3分
- ・都営地下鉄三田線「内幸町駅」から約10分
- ・都営地下鉄三田線「日比谷駅」から約13分



原告の先生方におかれましては、ぜひ傍聴をお願いいたします。  
手荷物検査を受けた後、弁論開始時刻までに103号法廷に余裕を持って入室してください。

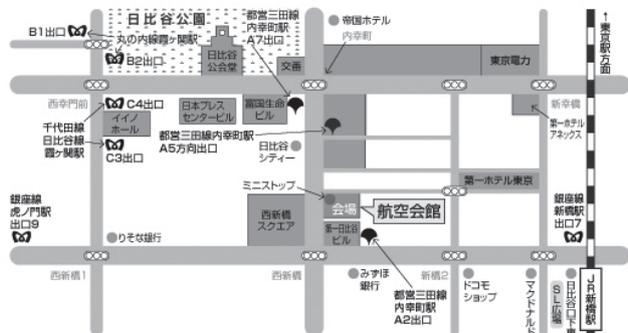
## 原告説明会のご案内

**【日時】 11月28日(木) 18:30～(予定)** ※会場には15:30～入室できます。

**【場所】 航空会館 501・502 会議室** (〒105-0004 東京都港区新橋1-18-1)

<最寄駅>

- ・都営地下鉄三田線「内幸町駅」A2出口から約1分
- ・東京メトロ銀座線・都営浅草線「新橋駅」出口7から約4分
- ・JR「新橋駅」日比谷口から約5分
- ・東京メトロ千代田線・日比谷線「霞ヶ関駅」C4出口から約8分
- ・東京メトロ丸ノ内線「霞ヶ関駅」B2出口から約10分



**【問合せ】 原告団事務局 (東京保険医協会内 訴訟ワーキンググループ担当宛)**

☎ 03 (5339) 3601